

運転免許証の自主返納を支援します

資料3

各務原市では、運転免許証を自主返納された方を対象に、交通系ICカードの交付を行っておりますので、ぜひ、ご活用ください。



【対象】（以下のすべてを満たしている方）

- 各務原市に住民登録をしている方
- 平成27年10月1日以降に有効期限内のすべての運転免許証を自主返納される方

【支援内容】

交通系ICカード3,000円分（デポジット500円を含む）

以下の中から一つお選びいただけます。

- manaca（名古屋鉄道）
- TOICA（JR東海）
- ayuca（岐阜バス・ふれあいバス）

【申請手順】

1. 各務原警察署または、運転者講習センターで免許証の返納手続きをする。
2. 手続き後、申請による運転免許の「取消通知書」を受け取る。
3. 各務原市役所商工振興課で申請書に必要事項を記入し申請する。

【持参品】

- 運転免許の取消通知書の写し
- 印鑑

【注意】

- 申請は、運転免許証を返納した日から3か月以内に行ってください。
（3か月を過ぎた場合は、支援を受けることができなくなります。）
- 運転免許証の期限切れの場合は、対象とはなりません。



お問い合わせ先
各務原市那加桜町1-69
各務原市役所 商工振興課
電話：058-383-9912

各務原市運転免許証自主返納支援事業実施要綱

(平成27年8月4日議決)

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者等による交通事故の減少を図るとともに、公共交通機関の利用を促進するため、運転免許証を自主返納した者に対する支援事業に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 運転免許証 道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項に規定する運転免許証であって、有効期間内のものをいう。
- (2) 自主返納 道路交通法第104条の4第1項の規定によりすべての運転免許の取消しを申請し、当該運転免許に係る運転免許証を返納することをいう。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記載されている者
- (2) 平成27年10月1日以降に運転免許証を自主返納した者

(支援内容)

第4条 この要綱による支援は、委員長が次の各号のいずれかを交付することにより行うものとする。

- (1) ICカード「manaca」3,000円分
- (2) ICカード「TOICA」3,000円分
- (3) ICカード「ayuca」3,000円分

2 前項の規定による支援は、1人につき1回限りとする。

(申請方法)

第5条 前条の規定による支援を受けようとする者は、運転免許証自主返納支援事業申請書（別記様式）に、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第30条の9第4項に規定する通知書（以下「取消通知書」という。）の写しを添えて委員長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、運転免許の取消しの日から起算して3か月以内に行わなければならない。ただし、委員長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

(支援の決定)

第6条 委員長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支援の可否を決定するものとする。

(支援の取消し)

第7条 委員長は、被支援者が虚偽その他不正な手段により支援を受けたときは、当該支援を取り消すことができる。

(返還請求)

第8条 委員長は、前条の取消しを行ったときは、当該被支援者に対し、支援した額面相当の金額の返還を求めることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

別記様式(第5条関係)

運転免許証自主返納支援事業申請書

年 月 日

各務原市地域公共交通会議 委員長 様

申請者 住所 各務原市

氏名 ㊟

生年月日 年 月 日

電話番号

私は、公安委員会に運転免許証の全部を自主返納しましたので、各務原市運転免許証自主返納支援事業実施要綱第5条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類

取消通知書の写し

受 領 書

年 月 日

「m a n a c a」

「T O I C A」

「a y u c a」

受領者 ㊟

【事務処理欄】

氏名	年齢	住所	受 付 印
添付書類	<input type="checkbox"/> 取消通知書の写し (免許取消日： 年 月 日)		